

理 事 会 内 規

（内規）

第1条 筑紫野市自治公民館連絡協議会規約に従い、必要な事項について内規を定める。

（理事会議長）

第2条 理事会の議長は、理事（会長を除く。）が交代で行う。

（表彰）

第3条 自公連が行なう表彰については、市内の優良自治公民館及び公民館活動で顕著な功績のあった団体・個人を理事会で推薦し会長が表彰することができる。

（推薦）

第4条 自公連が行なう被表彰者の推薦対象については、次のとおりとする。

- （1） 福岡県公民館連合会表彰
- （2） 筑紫野市自治功労表彰
- （3） その他理事会が認める表彰

（費用弁償）

第5条 費用弁償の対象会議等に出席した役員・理事に対する支給金額は、別表1に定めるとおりとする。

附則

この内規は、昭和52年5月14日から施行する。

（昭和54年4月 1日改正）

（昭和56年5月30日改正）

（昭和57年8月 7日改正）

（平成23年5月14日改正）

（平成27年5月16日改正）

（平成30年5月12日改正）

（令和7年3月14日改正）

附則

この内規は、令和7年3月14日から施行、適用する。

（別表1）

対象とする会議等	費用弁償の額
役員会、理事会、研修会（国・九州・県主催）、その他役員会において特に認めた会議	・出席した会議1回につき、1人当たり500円 （同一日に複数の会議に出席した場合には、最初の会議のみを対象とする。） ・上記に交通費を加算する。 （各地区から生涯学習センターまでの距離数に応じて37円/Km支給。合計額は500円単位切上）

